

7 陳 情 第 8 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	令和7年2月27日受理、令和7年3月11日付託
陳 情 者	新宿区戸山————— ————— 委員長 —————

(要 旨)

国に対し、訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出してください。

(理 由)

昨年4月に訪問介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要支援・要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024年、全国の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散・閉鎖が、過去最多の784社に達しました。そのうち訪問介護事業所は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、多くの軽度の利用者を支援していました。しかし、介護報酬の引き下げにより、次つぎと休業・廃業に追い込まれサービスが利用できない軽度者が出ています。昨年4月に訪問介護の基本報酬を削減したことで事業所の消滅が加速し、訪問介護事業所がない自治体が昨年12月末時点で全国107町村となりました。

訪問介護の人材不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。人材不足の主要な原因は、全産業平均給与より著しく低い賃金にあります。政府は訪問介護の基本給を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、国に対し、訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出してください。